

## 戦後部落史の研究と

## 「国民的融合」論批判

渡 辺 俊 雄

にも掲載されるようになったことは、大いに歓迎すべきことである。

部落解放を反独占の民主主義の課題だととらえる立場は、いまや「国民的融合」論の内部でもすっかり市民権を得ているように思う。今年の三月に全解連から提起され、一年間の討議に付された「二十一世紀をめざす部落解放の基本方向(案)」の骨格が、先にふれた杉之原論文であることは、その各項の文言を読めばすぐに気がつく。「基本方向(案)」は、この杉之原論文を下書きにして補足し、最後に「要求と行動」を十七項目にわたって列挙しているので、現在の「国民的融合」論が主張する中味がより具体的に示されていて面白い。

## 一、全解連「基本方向(案)」

約十年前に榊利夫・北原泰作氏らによって提唱され、馬原鉄男氏らによって体系化されてきた「国民的融合」論が、一九八三年に杉之原寿一氏が部落解放を反独占の民主主義の課題として提起する論文を発表して以来、急速に変質し、内部で理論的な意見の相違が目立ってきていることは、すでに多くの論文によって指摘されている。そして明日にでも部落解放が可能であるかのように主張した榊・北原理論の誤りが、いまでは「国民的融合」論を支持するという研究者からも公然と批判され、『部落問題研究』誌上

この「基本方向(案)」の検討は主に解放理論にかかわる課題であるが、以下の戦後の部落史(解放運動史)を検討していくうえで必要な限りにしぼって、ごく簡単にふれらる。

かつて「国民的融合」論(ここでは馬原鉄男氏の「戦後部落解放運動と解放理論」を例にとろう)は、部落問題に階級と身分の二側面があることを承知しながらも「部落問題の本質は封建的身分差別にある」という観点から階級的側面を観念的に捨象してきた。だから藤谷俊雄氏は「われわれが部落差別を身分的差別と経済的貧困との統一としてとらえようとしたことは誤りではなかったと考えているけれども、部落差別の本質は身分差別にあったのだから、身分差別的解消は部落差別としては解消過程にあることを明確にすべきであったと思う」と苦渋にみちた自己批判をせざるをえなかった。今日では、やはり「国民的融合」論は部落差別が封建的身分差別的残滓だという立場に立っているものの、「基本方向(案)」は、部落民が旧身分を理由にした差別を受けていると同時に階級的支配と搾取、収奪をうける被抑圧階級に属していることを、これまでになく強調している。加えて、「要求と行動」には、旧身分を理由とした差別の克服・国民的融合の促進といった、いわば「身分」的要求とあわせて、反動的な文教政策や独占資本

による教育の階級的支配、憲法改悪・小選挙区制などの反動的な策動とたたかうことなど、それ自体は「身分」的でない要求(むしろ「身分」的要求よりも)数多く羅列されている。それは当然のことであって、これまで「国民的融合」論からは「部落解放運動の目標や、解放運動と労働運動との関連性をあいまいにさせ、その結果、ほんらい労働運動や政治組織が担うべき課題もすべて解放運動に背負わせたり」と批判される(その批判自体は的はずれだが、そうした発言を生むような)実態こそ、部落差別の現実なのであり、「国民的融合」論もそのことを十年かかって、あらためて再確認せざるをえなかった。

また、かつて「国民的融合」論は「部落差別を支援、強化するような土台は、戦後改革によって基本的にはなくなり、(中略)客観的にいえば、戦後にはいって、部落差別は歴史的過程としては解消の方向をたどっている」と、戦後改革と部落の解消の過程を直結させる一本調子の展望を示していた。この点についても今日の「基本方向(案)」は、戦後改革によって部落差別を支えてきた半封建的な社会的物質的基礎が基本的に解体したとする点では変わっていないものの、そこから「部落差別はまさにいま、基本的に解消しつつある」(その文章を結ぶまでに、部落解放全国委員会の結成から一九六〇年代の部落解放運動の高揚・同

和对策事業特別措置法の制定までがふれられている。ここにも示されている通り、差別が解消の過程にあると「国民的融合」論をして誤認させたような部落の実態は、実は戦後の民主的改革によって生まれたのではなく、戦後の民主的改革を部落問題の解決にとって有利な条件とすることによって部落解放運動をはじめとする反差別的闘いのなかでようやく実現されてきたものなのである。戦後改革をバラ色に描くこともかなり後退してきたといっている。

さらに、「基本方向(案)」で戦後の独占資本の支配が強調されていることは、先にもふれた。

こうした論点は、決して新しい議論ではなく、また戦後部落解放運動総括の新しい観点でもない。十年前、「国民的融合」論が提起される以前には、多くの論者の共通の認識だった。馬原鉄男氏や藤谷俊雄氏らの著作に導かれて勉強させてもらったものである。とはいえ、ここ十年間の「国民的融合」論との論争の経緯をふりかえるとき、こうした共通の認識ができたことは、それはそれとして確認しておくことも意味があるに違いない。

それにしても、自らの理論の根幹にかかわる認識を、このようにコロコロと、それも自己批判や明確な論証なしになしなくすしに変えていくとは、いったいどういふつもりなのか。科学的な研究や学問的な論争とはほど遠い姿にア然

消、社会的交流の発展、職業の自由と就職の機会の拡大など、悲惨であった部落住民の生活実態は飛躍的に改善されてきたことをあげている。この点は従来からの「国民的融合」論と同じ論旨であるが、馬原氏は別の論文「戦後部落の変化と部落解放運動」でもっと積極的に、戦後の部落差別解消の過程を裏証しようとしているので、これをみておく。

馬原氏はこの論文の冒頭で、まず「戦後改革によって封建的身分差別としての部落差別の物質的基礎が解消した」と規定し、そのあとで四〇～五〇年代、六〇年代、七〇年代の部落の変化、すなわち解消の過程をあとづけているのだが、それは必ずしも成功していない。

たとえば四〇～五〇年代について馬原論文では農地改革による地主制支配の解体や伝統産業の崩壊、失業問題の激化についてはのべているが、「国民的融合」のメルクマーラであるはずの生活実態の改善、社会的格差の是正などには一言もふれていない。つまりそのような実態はどこを探しても見い出せなかった。ついで六〇年代の部落の変化の特徴として馬原論文は、国の同和对策審議会調査部会の報告をもとに、生活環境整備の立遅れ、長欠、高校進学率の低率、部落産業の衰退、いぜんとして低位の生活水準、農山漁村部落から都市への人口の流入などをあげ、わずかに

とせざるをえない。正直に言えば、こうした無節操な論争の相手を一追いかけて、その論旨の矛盾や誤りを指摘する作業ほど不生産的で疲れる作業はない。それでも、そうした作業から、なにがしかの教訓や共通認識が見えてくればと思ひ、以下の筆をとる。

- (1) 杉之原寿一「『解同』の理論的混迷の深化」(兵庫部落問題研究所編『部落問題論』第八号、一九八三年八月)
- (2) 大賀正行「国民的融合論批判と部落解放理論」(『部落解放研究』第三八号、一九八三年十二月) など。
- (3) 河村望「戦後民主主義と部落問題」(『部落問題研究』第八二輯、一九八五年二月)
- (4) 馬原鉄男「戦後部落解放運動と解放理論」(『部落』第三六〇号、一九七七年十二月)
- (5) 藤谷俊雄「戦後部落問題研究の概観」(『部落問題研究』第四九・五〇合併号、一九七六年八月)
- (6) 長谷川善計「部落問題における身分と階級」(『部落問題研究』第八二輯) 二二頁

## 二、馬原論文の検討

ところで、「国民的融合」論がなにをもって差別は解消しつつあるというのか。先にもふれた「基本方向(案)」によれば、「住環境の改善、教育文化の向上、閉鎖性の解

「解消の過程」にあることを示すものとして一般雇用労働者・単純労働者の増大(これも部落産業崩壊の帰結)、居住、結婚をとおして社会的交流が拡大し部落の閉鎖性が崩壊しつつあること、を例示しているにすぎない。

馬原論文が部落差別が解消の過程にあることを「実証」できたのは、ようやく七〇年代の部落においてである。同論文は、七〇年代の部落の特徴として、(1)五〇年代後半から頭在化してきた階級分化が本格的にすすみ、部落における階級構成のうえで労働者階級の比重が決定的に強まったこと、(2)住民や環境の悪さ、就学・就労・生活状況の低位性が著しく改善され、部落外との格差が大きく接近してきたこと、(3)古い身分の垣根をうち破って部落内外の住民の社会的交流がいちだんと拡大し、市民的連帯が強化してきていること、の三点をあげる(なお(1)は一九七五年の杉之原氏の論文に依拠していることは言うまでもない)。

馬原氏は、戦後に部落差別が解消の過程にあることを実証するのに成功していない。そればかりか、「国民的融合」論という体系がいかに非論理的であり、現実の部落解放運動にとって無力かを自ら示している。

第一に、馬原氏(ないし「国民的融合」論者)が、部落問題を今日の社会構造の問題としてではなく、生活水準がよくなったかどうか、格差が是正されて社会的交流が進ん

だかどうかといった次元でとらえるのにとどまっていることがよくわかる。確かに戦前とくらべれば、部落の生活環境は全体としては改善されてきただろう。馬原論文が、そうした生活実態の変化をあとづける目的であったなら、それでもよい。しかしそうした変化は、戦後ないしは今日の部落の置かれている位置の結果なのであり、差別を温存しようとする勢力と反差別の勢力との階級闘争の結果なのである(そしてその実態が、次の運動の具体的な要求を生み出すという意味では前提ともなる)。その現実だけをいくらはいずり回しても、それだけでは部落問題の核心に到達するものではない。

第二に、馬原論文では、部落の内部で労働者階級の構成が高まっていることが、「国民的融合」が進んでいる決定的な指標となる。確かに、労働者階級の構成が高まってきたことは、部落解放運動の階級の性格をより一層明らかにし、労働者階級との共同の利害をより多く生み出し、部落問題の根本的な解決の方向へと解放運動を押し進めていく(そして指導者はそのことを意識的に導いていく)うえできわめて重要なことだ。しかし、それが独占の支配と収奪のもとで進行するかぎり、部落差別の解消へとストレートには結びつかない。差別は、こんどは新しい形で、すなわち労働者階級の構成が高まりながらも、なおかつその階級

構成にへだたりがあるという形であらわれてくる。そこに部落解放運動が取り組むべき新しい課題が提起されてくる。実は馬原氏もそのことに気づいているのに、それでも要するに部落の階級構成が一般的傾向に接近していることをもって「差別は解消しつつある」と強弁するのである。いったい馬原氏は、部落解放運動の新しい課題を積極的に提起するために議論しているのか、それとももう部落解放運動はいらないと言うために「国民的融合」論を主張しているのだろうか。<sup>(8)</sup>

同じことは杉之原氏の調査についてもいえる。杉之原氏の調査はしばしば、部落差別は解消しつつあることの例証として引用される。馬原氏もそうだった。しかし本当にそうなのか。

ここでは、第三者をして語らしめよう。芝田進午氏は、『部落問題研究』第七八輯で杉之原氏の著『現代部落差別の研究』を評し、そこに収められている調査(もちろん先にふれた神戸市の部落調査も含まれている)から引出されるべき結論として、次の五点をあげている。<sup>(9)</sup>

(一) 資本主義・独占資本主義の諸法則、とりわけ農民層の分解、労働者法の法則が部落にも貫徹していること、部落住民が独占資本による階級支配と搾取・収奪を直接・間接にうけていることである。

(二) 部落解放運動と民主主義運動の前進によって部落住民の劣悪な生活条件のうち、いろいろの程度のうちがいがあがるが、改善される面があったことである。

(三) 部落差別をめぐる意識状況も変化しており、また生活領域や問題領域によって一様でなく、複雑であることである。

(四) こうした変化のなかで、部落住民がなお残存する身分差別のために独占資本による階級支配と搾取・収奪をこくに集中的にうけていることである。

(五) 「部落住民を身分差別の側面だけで一括して閉鎖的孤立的にうけとめる」朝田理論の見解の誤りが実証的にも証明されたことである。

(一)から(四)については、全く同感である。部落は独占資本の支配のもとにあり、その諸法則がつつらぬかれ、そのことが一面では部落差別を解消・解体する方向に作用しながらも、独占資本の階級支配と搾取・収奪という本性からはずけて解消・解体しきることなく、むしろ多様な変化のなかで、独占資本の搾取と収奪を集中的にうける、それ故に部落解放運動は部落差別との闘いであると同時に今日の独占資本との闘いという階級的な性格をもたざるをえないのである。ここからいって、「国民的融合」論のよつな、部落差別は解消しつつあるという結論が出てくるのだろうか。

また最後の(五)の「結論」こそ「国民的融合」論が鬼の首でもとつたようにふり回りたことなのだろうが、「部落

住民を身分差別の側面だけで一括して閉鎖的孤立的にとらえる」、だからこそ混住や部落内外の結婚がふえてきたことをもって社会的交流が進んだ、部落差別は解消の過程にあると評価するのが「国民的融合」論であれば、この批判はまぎなく「国民的融合」論にむけられていることを知るべきである。<sup>(10)</sup>

第三に、すでにふれたが、部落差別が解消しつつあると「国民的融合」論がみるのは、実は戦後直後からおこった変化ではなく、事実上一九七〇年代における部落の変化にほかならない。しかも、最近では「国民的融合」論でさえ否定できないほど、臨調・行革のあおりをうけて部落の環境改善は停滞をきたし、国の同和行政は後退をみせている。とすれば、わずか十五年、そのうちの十年ほどの傾向を、戦後四十年間を貫く「基本的」な傾向などということが、はたして科学的といえるだろうか。

もし一九七〇年代にはいって部落差別が「基本的」に解消の過程にはいったというのであれば、単に環境改善や社会的交流が進んだというだけでなく、そうした変化を後退させないような、つまり部落問題の根本的な解決を保障し促進するような条件が制度としてどう整備されていたとか、そこまではないとしても反動勢力の差別キャンペーンや差別強化の策動を封じこめるような現実的な力関係が

どのように確保されてきたかを明示すべきではないだろうか。

以上の検討からもわかるように、「国民的融合」論のいわば骨組みであった図式、すなわち(1)部落差別は封建的身分差別の残りもの→(2)戦後改革によって部落差別を支えていた土台の解体→(3)ゆえに部落差別は解消の過程にある、という三段論法は、彼らなりの「実証」においても破たんをきたしたし、実はもともと「論証」としても成立していなかったことがわかる。

理論的な究明で大事なことは、そのものの歴史的な発生や起源、歴史的な変遷の経過・順序ではない。「国民的融合」論に即していえば、戦後になって部落差別が解消していくかどうかは、(1)や(2)、すなわち部落差別が封建遺制であるとか、戦後の民主的改革によって封建的な土台がなくなったことで「論証」されるのではなく、戦後の日本資本主義(日本の独占資本主義)と部落差別との関係においてそれ自身論理的に証明されなければならなかった。なぜなら、「国民的融合」論がいうように、たとえ(1)と(2)を認めたとしても、部落差別が戦後の日本資本主義の新しい諸矛盾と結びついて再生産されることは、論理的には少しも否定されないからである。

第四に、しかも今日なお、独占資本の支配は続いてお

て階級構成の内部に一定の偏りがあることであろう。(馬原、同前、八四頁)

(8) 戸木田嘉久氏は、労働者階級の内部構成に関する論議の特徴の一つとして、現代の資本主義が生みだした膨大な「新しい部類」の労働者層の性格や社会的役割について関心をほらわない議論についてふれ、このような立論は「現代の労働者階級の複雑な構成を重視せず、これを観念的に『画一化』するものであって、(中略)労働者階級の真の意味での統一を困難にするだけでなく、現代の社会変革における『新しい部類』の労働者のはたしうる役割をも、不明確にするもの」とべているのが、参考になる(『現代資本主義と労働者階級』岩波書店、二四頁)。

(9) 芝田進午「社会学と部落差別研究」(『部落問題研究』第七八輯、一九八四年五月)

(10) 補足すれば、芝田進午氏は同論文で、杉之原氏が解放理論の上でおこなった積極的な問題提起として、(一)いろいろな差別のうちで基本的なものが「階級的差別」であること、(二)「差別意識」は「差別的な社会のしくみ」のなかでそれを前提として説明すべきこと、(三)「身分」「身分差別」を「階級差別」の「形態」としてとらえて部落差別をその特殊性と普遍性の統一におぼろげに把握すべきこと、などをあげている(同前、一〇四頁)。この評価が正しいとすれば、この指摘もまた「国民的融合」論への批判となっていることを銘記すべきだ。

り、むしろ「高度経済成長」の時代とくらべるまでもなく反動化が強まっているのである。それでもなお、戦後一貫して基本的に部落差別は解消の過程にあるというのであれば、部落差別の解消と独占の支配とは「基本的」に矛盾しないことを論証しなければなるまい。

しかし、馬原論文が指摘するような部落の変化は、実はその馬原論文も「基本方向(案)」ものべているように、戦後の部落解放運動の成果であり、同和行政の結果にはかならない。その事実、独占の支配のもとでも、反差別の旗色を鮮明にした反独占民主主義闘争がかなりの経済的要求を実現することが可能であることを教えてはいる。が、そのこと、独占の支配のもとで部落差別が基本的に解消の過程にあると評価することは、まったく別の問題である。次節で、もう一度この問題について検討しよう。

(1) 部落問題研究所編『戦後部落解放運動の研究』(戦後部落問題の研究・第七巻) 所収

(2) 同前、一七頁

(3) 同前、一七〜三二頁

(4) 同前、四七〜五一頁

(5) 同前、八一〜八八頁

(6) 杉之原寿一「未解放部落の現状」(『経済』一九七五年五月。のちに杉之原寿一『現代部落差別の研究』に収録)

(7) 「問題となるのは、身分的差別がなお残存することによっ

### 三、戦後部落史の視点

#### ① 部落差別の二側面

ここでは、「国民的融合」論批判を通して、戦後の部落史(部落解放運動史)総括にとって基本的な視点として、三点についてだけふれておきたい。

第一には、「国民的融合」論が一時は否定してみたものの、やはり部落差別には封建遺制という身分的側面と、独占資本の搾取・収奪という階級的側面の二つの側面があるという、あまりにも当然のことである。

この両側面を観念的・恣意的に切りはなすところから無用の混乱が生まれ、「国民的融合」論の誤りが始まった。戦後頻繁におこってくる差別事件のどれをとっても、およそその根底に独占資本の搾取と収奪、階級支配と無関係な事件など、一つとしてなかったといっている。オールロマンス事件<sup>(1)</sup>しかり、三井三池第二組合差別事件<sup>(2)</sup>しかり、信太山自衛隊差別事件<sup>(3)</sup>しかり、そして部落地名総鑑差別事件<sup>(4)</sup>しかり、である。

このことは、戦前においても基本的には貫かれていたといえる。

たしかに水平運動は、直接には国民の「遅れた」意識からくる「封建的な」身分差別にたいする闘いとして始まった。しかし全国水平社が日本共産党の結成と同じ一九二二年に創立されたことに象徴されるように、すでに日本の独占資本主義は部落問題の解決というそれ自体はブルジョア民主主義的な課題さえも根本的に解決しえないほど反動的な体制としてあり、水平運動も客観的には反独占闘争としての性格をもっていた(あるいはもたざるをえなかった)。

この意味で、戦前「ブルジョア民主主義、戦後」反独占民主主義、と対比する杉之原氏や全解連の「基本方向(案)」は、事態をあまりにも平板に単純化しすぎているといえよう。

こうした見解はけっして筆者の独断ではないように思う。たとえば、かつて尾川昌法氏は部落委員会活動の意義について(1)生活擁護闘争、(2)行政闘争、(3)反独占資本主義闘争、(4)反ファシズム闘争の四点をあげていた。また馬原氏自身、戦前の部落問題を日本資本主義が独占段階に移行するともに胎頭してきた新しい社会問題ととらえ、とくに一九三〇年代以降の部落問題を含む社会問題を国家独占資本主義期の社会問題と規定していたことがある。

そして日本資本主義が、敗戦によっても(国家)独占資本主義でなくなったわけではないのだから、戦後の部落問

題、部落解放運動の展開もまた(国家)独占資本主義のもとの部落差別として、二側面を統一してとらえることは必要であり、こうした観点からの個別の事例に即した戦後部落史の研究が待たれる。

およそ複雑な現実を、一つの側面だけで割りきることほど、非弁証法的な見方はない。部落差別は封建遺制の側面からいえばそれは本来明治維新の変革で解決していなければならず、資本主義の下でも何人も否定できない、幅広い社会性をもつ問題といえる。部落解放運動はこの社会性を前面におし出して、部落問題の解決を国民的課題として提起してきた。しかし実際には、その部落差別が階級支配と結びついているが故に、広い社会性をもつ部落問題の解決という課題が、戦後においても厳しい闘いなしには実現しなかった。これが現実なのである。

そもそも、論争はたえず具体的、実践的な問題を含んでいる。部落問題の二側面をどうとらえるかはけっして観念的な遊戯ではない。それは、部落問題の現代的性格をどうとらえ、部落解放運動が今日の独占資本の支配と対決する広汎な反独占闘争において、どのような位置と役割をになうか、またになうように意識的に導いていくかという問題意識、自らの立場と深く結びついているといえるだろう。

(1) 「部落問題の研究、その本質把握において、常に研究者を悩まし迷わし続けてきた根本問題は『身分』と『階級』の統一的把握であった。」(大賀正行「部落解放理論の根本問題」三三六頁)

(2) 「かくて差別事件にたいする闘いは観念的な糾弾から部落解放のための具体的な政策を意識的に放棄することによって差別を温存させているばかりか、逆に差別を拡大再生産させてゆく吉田自由党政府のサポータージネ、またそのイニシアの下に網の目のようにはられた地方自治体の意識的な差別行政をばくろし、悲惨な部落民の生活を守り、向上させるための闘いとなって全国的に波及しようとしている。」(部落解放第八回全国大会「一九五三年度一般活動方針」部落解放同盟中央本部編『部落解放運動基礎資料集』I、一〇八頁)

(3) 「このような同盟の三池スト支援の積極的な活動は、労働者に部落問題を理解させ解放運動にたいする認識をふかめる上に大きな効果があった。それと同時に独占資本と支配権力が身分差別を搾取と支配に利用する実例をなまなましく体験したことによって、部落大衆の意識が高まり、全国的に三池スト支援の資金カンパなどが行われた意義は大きい。」(部落解放同盟第十五回全国大会「一九六一年度一般運動方針(案)」、同前、三五七頁)

(4) 「以上のように本事件は、日本人の貧しさ(米日独占資本の搾取、収奪)と、その苦しみをさらされるための、米日反動の分裂支配政策の集中的な表現なのだ。部落差別が自衛

隊という反人民的、非人間的集団のなかで、もっともきびしく激しくおこなわれていることをばくろした。」(部落解放同盟第十九回全国大会「諸活動方針」、同前、五四三頁)

(5) 「しかも、今回の差別事件が、戦後最大の不況の中で、大量の失業者の出現と、就職難、合理化と人べらしが大きく進行することが予測される中で生じてきた事件である(まさにこのことの中に、企業の差別性と、部落差別が今日の社会の中で果たさせられている「役割」が明らかとなっている)。」(部落解放同盟第三十二回全国大会「一九七七年度一般運動方針」、同前、二二六頁)

(6) 尾川昌法「天皇制ファシズムと水平運動」(部落問題研究所編『水平運動史の研究』第六巻)九五頁。

(7) 馬原鉄男「社会問題の史的展望」(真田是他編『現代日本の社会問題——(1)日本資本主義と社会問題』沙文社、一九七三年)九〇頁。

(8) 同前、一〇二頁以下。

(9) 「差別社会の変革には、現実をいかに解釈するかわではなく、差別構造・差別関係をいかに変革していくかが問題となる」(尹健次「異質との共存」『思想』一九八五年四月、一八四頁)。

## ② 戦後の民主的改革

第二には、戦後の民主的改革の評価についてである。

「国民的融合」論によれば、戦後の民主的改革の意義として反封建の民主化の側面が強調されるが、戦後の部落解放運動を考へる時に忘れられてはならないのは、戦後の民主的改革があわせて持っていた（というよりもより本質的な）反軍国主義・反ファシズムの性格、戦後改革が反ファシズムの国際的な世論に支持されて実現した点であろう<sup>(1)</sup>。

第二次大戦は社会主義と帝国主義の対立、帝国主義間競争といった多様な性格を重層的にかかえていたが、もっとも規定的なのは反ファシズムとファシズムの対立であり、戦後直後の最大の国際的関心事はファシズムの復活をいかに防ぐかにおかれていた。生まれればかりの国際連合が一九四八年に世界人権宣言を採択し、「人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし」たとのべたのが、それを象徴している。

戦後日本の民主的改革も、こうした世界的な流れのなかで取組まれ、侵略戦争の基盤となった様々な軍国主義的要素の排除が実施されていく。いわゆる半封建的ないし絶対主義的な諸制度・思想は、それが軍国主義の社会的・政治的基盤となっていたからこそ、改革の対象となった。戦後の民主的改革によって定着した基本的人権・民主主義の思想は、ファシズムに反対する内実を含んでいた。

戦後の部落解放運動が獲得した有利な条件とは、こうし

た世界的規模での反ファシズムの世論の高揚なのであり、

それを国内において体现した新憲法の制定その他の民主的改革なのである。この流れは、今日にいたるまでますます強固に、確実なものとなってきている。戦後の部落解放運動の発展は、この条件を無視しては考えられないし、今後の発展も、こうした平和・反差別・人権の世論・運動の世界的な高揚に背を向けてはありえない。国際連帯の必要性がこれまでも増して強調されている由縁である。「国民的融合」論には、この観点が欠けている。

こうした戦後の民主的改革は、独占資本の利害と対立するものではなく、むしろこの改革をおして独占資本の支配を決定的なものにした。戦前には封建的な諸関係を自らの階級支配の道具として存分に利用してきた日本の独占資本が、反軍国主義・反ファシズムの改革の名のもとに新しい支配の形態の道を開いたこと、それは逆に、封建的な諸関係のベールがはぎとられることによって、より直接に支配階級の姿が明確になり、それ故に階級間争はいっそう高揚し、同時に独占資本の支配がより複雑かつ巧妙になっていったこと、ここに戦前と戦後の差がある。

馬原氏はしばしば、同じ日本資本主義の階級支配で戦前と戦後の部落問題のちがいを説明できないといわれるが<sup>(2)</sup>、現実はそのほとんど単純ではない。階級支配の形態は、国内に

おける階級間争や支配階級内部の矛盾、そして世界的な（とくに社会主義体制と帝国主義体制の）力関係によって実に多様で複雑な姿をとり、そのことがまた階級間争のあり方を規定することは、至極当然のことであろう。

かつて中西義雄氏も、戦後の民主的改革について、それが部落差別の撤廃にとって大きな前進ではあったが、これによって日本の権力構造が変化して独占資本と部落大衆をふくむ全人民の対決が基本的な階級矛盾となったと指摘していた<sup>(3)</sup>。また、当然のことながら、当時の中西氏にあっては、戦後改革によって部落差別が解消の過程にはいったといった理解はなかった。象徴天皇制という特権身分の温存はその対極に被差別身分とそれへの差別を根本からなくすることはないとも指摘していた<sup>(4)</sup>。

ついでにいえば、時期区分、とくに社会運動の一領域である部落解放運動などの場合、それによって何を強調したのかによってどのように時期区分するかが変わってくる。いいかえればその時期区分の方法に部落解放運動の理解の内容が集中的に表現されてくるのであるから、馬原氏のようにきめつけられても、それは「国民的融合」論の立場からいえば戦前と戦後の区別が決定的な意味を持つと言っているにすぎず、それをいくら声高にくりかえしても、論争が一步も前進するわけではない。

戦前と戦後の区別という点については、筆者は水平運動と戦後の部落解放運動の差ももちろん大きい、その両者にはいわば自主解放という太い絆（それが融和運動・改善運動との決定的な違いだと考へる）が貫かれており、水平社創立以前の融和運動・改善運動とそれ以後の水平運動・部落解放運動の差のほうが大きく、その意味でやはり全国水平社の創立こそ決定的な意味をもつと考へる。

(1) たとえば藤原彰氏は、戦後の民主的改革の意義として(1)専制権力としての天皇制の解体、(2)ファシズムの基盤であった軍国主義思想と軍部への打撃、(3)労働者階級を中心とする人民階級の政治的地位の向上をあげている（『現代史序説』『岩波講座・日本歴史』一九七七年）。これに対して、たとえば前掲馬原論文「戦後部落の変化と部落解放運動」では(1) (3)はあっても(2)の観点が弱く、非民主的なものがすべて半封建的ないし絶対主義的なものとされてしまう。

(2) 「部落差別は『階級差別』か」『部落』第三五九号、一九七七年十一月）など。

(3) 中西義雄「戦後部落解放運動の再建」（部落問題研究所編『新版・部落の歴史と解放運動』）三八一頁。

(4) 同前、三八六頁。

### ③ 独占資本主義と差別

第三は、独占資本主義と差別（ないし部落差別）を理論

的にどう考えるか、である。この問題は、戦後の部落史、部落解放運動史にとって決定的な意味をもつことは言うまでもない。

すでにふれたように、従来の「国民的融合」論はこの問題についてまったくふれなかった。そこには独占資本主義のもとで封建遺制である部落差別は必要としないという暗黙の前提があった。その後、杉之原氏をふくめて、あらためて独占資本が部落問題の解決をきまてあげている、との主張があらわれ始めている。それは一定の論争の前進であり、神・北原流の「国民的融合」論が破産したなによりの証明ではある。ただ今日、杉之原氏や馬原氏などによって主張されている内容は、必ずしも独占資本と部落差別の内的な関連をいっているのではなく、あくまでも解消しつつある部落差別にたいして独占資本が外的にたちふさがっているといった、いわば善玉・悪玉論となっているように思えてならない。

筆者自身、このテーマについて十分検討しているわけではないが、とりあえず次の点だけ指摘しておきたい。

(1) まずこの問題を考えるにあたって導きの糸となるのは、レーニンの「自由競争には民主主義が照応する。独占には政治的反動が照応する」(「マルクス主義の劇画と『帝国主義的経済主義』について」)という有名な命

題だろう。これは、自由競争段階の資本主義に差別がないとか、すべての資本家が平等な社会的・経済的条件をもって競争しているとか言っているわけではない。資本主義もまた搾取社会である限り差別はあるし、競争の条件も違う。しかしそうした条件の違いは、自由競争段階ではまだ資本の部門間移動を妨げる重大な要因とはならず、それ故に平均利潤率の法則が貫かれる。

部落問題に即していえば、「解放令」によって差別がなくなったわけではないし、差別という経済外的要因のために自由な経済活動が妨げられてはいるが、まだある時期までは部落の側から広汎な皮革業を経営したり土地の集中をはかる動きがみられたり、逆に部落外の資本が皮革業に参入したり屠畜業を始めるなどの資本の移動がみられ、必ずしも差別は強化される一面だけではなく、まだ「解決」(但し資本主義的な解決)の可能性を残していたといえる。

(2) しかし自由競争はその必然として独占体を形成するにいたって、資本の自由な移動を妨げる経済的な要因が生まれ、部門間の平均利潤ではなくて構造的な利潤率の格差が生じ、社会のあらゆる側面における格差構造が生まれ(ないしは固定化・強化され)、政治的反動が主要な傾向となる。ここに、独占段階においておしなべてあら

ゆる差別が強化されてくる最も深い経済的な根拠があるように思う。

部落問題でも、やはりこの時点、すなわち独占資本主義の成立が今日的な意味をもつことになる。これまでの自由競争が否定されて独占の中小資本・労働大衆への収奪のもとで、いわば資本主義的な解決の道がとざされ、部落は全体として独占資本による超過利潤の対象として組込まれ、劣悪な生活実態・社会意識としての差別観念は強められていく。そのことが部落改善運動や融和運動の必要性を支配階級に意識させ、水平社運動を必然化しついでいった。

(3) その場合、どのような差別が利用されるかは、それぞれの国の歴史性や自然的条件によって異なることは言うまでもない。また時代によって、階級闘争の力関係いかによっても異なってくるだろう。あるいは同じ差別、たとえば部落差別をとってみても、その現れ方は時代によって異なってくるのは当然のことである。

戦後の民主的改革と部落解放運動の発展によって、戦前と同じようには部落差別が公然とまかり通る時代ではなくなった。とくに一九六五年の同対審答申以降、部落問題の解決は国民的課題と理解されるにいたる。しかし、こうした部落解放運動の前進が日本における様々な

差別、例えば在日韓国・朝鮮人、女性、「障害」者、アイヌ、沖縄住民、被爆者等々にたいする差別や、アジア・アフリカ諸民族への差別、収奪などをよりよく照し出したように、部落差別は今日の日本の様々な差別構造のなかに組みこまれ、その一つとして存在しているのである。

(4) しかも、部落差別に限らず、あらゆる差別問題の解決は、それ自体は全人類的な要求であるにもかかわらず、今日の独占資本の階級支配のもとで要求されているところに今日の深い矛盾がある。この矛盾の具体的な分析こそ、部落解放理論と部落史研究の大きな課題である。

とりあえず一般的に言えることは、たとえ全人類的要求であっても、それは激しい階級闘争、具体的には部落解放運動なしには実現しないこと、またたとえ実現したとしても、部落問題への取組みが利潤の獲得にとってマインナスの出費である限りたえず消極的にならざるをえなかったり、その成果を真に全国民の人権擁護のために広げるのではなく部落だけの特別措置にとどめようとして分裂のクサビが打ちこまれるなど、必ず不十分さや限界をもっていること(それがまた解放運動の新しい課題ともなること)の分析が必要なのである。

(5) 以上のような観点をふまえつつ、部落解放運動の発展

を合法的に把握することが必要となる。

この点について戸木田嘉久氏が労働運動の発展を合法的にとらえる見地を擁護して次のようにのべているのが参考となる。戸木田氏は、労働運動の合法的発展の基礎的条件とは資本主義生産の発展過程そのものであること、同時に労働運動はその発展過程にあわせて漸進的な自然成長的な発展をとげるのではなく、資本家と労働者との、資本家階級と労働者階級との激烈な階級闘争、勝利と敗北、飛躍と停滞をともなう階級闘争の弁証法をおしてその合法性が貫徹されるという。

部落解放運動においても事態は同じである。部落解放運動の合法的発展の根柢は資本主義的生産の発展そのものにより、その発展が生み出す客観的な諸条件を土台としながら、しかし自然成長的に発展するのではなく、差別・戦争・生活破壊を進めようとする勢力と反差別・平和・人権の確立をめざす勢力との激しい階級闘争のなかに貫徹されていく。こうとらえてこそ、部落解放理論は科学的たりうるのではないか。

(6) このような部落問題の展開と部落解放運動の展望をさし示すものとして、筆者は別の稿で筆者なりの国家独占資本主義論の骨格を提示したことがあるので、諸兄の御批判を願いたい。

国独論論について付言すれば、旧稿執筆後に読んだ本間要一郎氏の『現代資本主義分析の基礎理論』からは多くの示唆を受け、本稿でもしばしば引用させていただいた。本間氏は国家の二側面(蓄積機能と社会的統合機能)の統一的理解について、それは足して二で割るようなものでなく、蓄積機能を確保するためにやむをざる譲歩として社会的統合機能が求められ、それ故に現代国家の階級的性格を認める限り社会的統合は独占資本主義的統合とならざるをえないこと、同時にその社会的統合の範囲や深さは国民の人権意識の前進によるのであって、この領域そのものが階級闘争の重要な一つの舞台となると指摘している。ここにも、部落解放が反独占資本主義の課題であり、それが階級闘争を通じてしか実現されないことが端的に示唆されている。

(7) 最後に、「国民的融合」論が部落差別と階級支配の問題を極力切りはなそうとし、部落差別と独占資本との関係を、内的なものでなく外的な機械的な対立としてしかみようとしない姿勢の根柢に、もしそう考えれば独占資本主義の発展とともに部落差別はますます強化する一方であり、解放の展望が見えなくなってしまう、という心配があることは馬原氏などの論文などからもうかがえる。

しかしそれでは、科学的な認識とはいえない。独占に支配されていないから解放の展望があるというのであれば、明日にでも国民が自覚さえすれば部落問題はなくなるということになるし(事実「国民的融合」論では糾弾闘争も解放教育も否定され、部落民の自覚・民主的人格の形成と、部落内外住民の相互理解が一面的に強調される)、「二十一世紀に部落差別をもちこまない」という決意が解放の展望にすりかわってしまつのである。これではまるで、空想的な解放理論であり、客観的な現実の主観的な願望を対置しているにすぎないのではないだろうか。

(1) たとえば真田氏は「戦後の場合、身分差別は残ってきているのであって、したがって存続のメカニズムとは、主要には、これをとり除くのを妨げているものと見ている」(傍点・原著者)とのべている。「日本独占資本主義と部落問題」『戦後部落解放運動の研究』二〇七頁。

(2) 本間要一郎『現代資本主義分析の基礎理論』岩波書店、一九八四年、八二頁。

(3) 近代部落関係文書研究会「史料紹介・明治初期被差別部落関係史料」(2)「第四・「解放令」前後における部落の職域変動」(『部落解放研究』第三〇号、一九八二年六月)など。

(4) 本間、同前、八三〜四頁。

(4) おそらく、最も古く部落問題を帝国主義的反動との関連でとらえたのは高橋貞樹『特殊部落一千年史』であっただろう(拙稿「水平運動論争史ノート」『部落解放研究』第一二二号、一九七八年二月)。「国民的融合」論を支持するという論者からも、中川信義氏・河村望氏などから部落差別と独占資本主義について積極的な問題提起があることは周知の通りであり、学ぶことが多い。

(5) 戸木田、同前、三〜四頁。

(6) 「部落解放運動」(原田伴彦他編『講座・人権と差別』2、雄山閣、一九八五年)

(7) 本間、同前、三二〜五頁。

(8) たとえば、「部落差別を日本資本主義の属性という以上、論理的にいえば、その発展・反動化は、差別の強化をもたらさざるを得ないが、果して現実はそのようなか」(馬原「部落差別は『階級差別』か」)